

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより



第22号（2018年10月発行）


多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業への理解や周知につながれば幸いです。

65歳から74歳で一定の障がいのある方への医療費について ～ 後期高齢者医療制度の紹介 ～

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できる場合があります。
申請をして広域連合の認定を受けることで、後期高齢者医療制度（医療費1割自己負担）へ加入することができます。なお、さまざまなケースがありますので、個別にご相談ください。



◆ 一定の障害とは

障害の程度（一覧表）	
身体障害者手帳 	<ul style="list-style-type: none"> • 1級、2級、3級 • 4級の次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ① 音声機能、言語機能の著しい障害 ② 両下肢の全ての指を欠くもの ③ 1下肢を下腿の2分の1以上欠くもの ④ 1下肢の機能の著しい障害
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	A〈重度〉
国民年金法等の障害年金	1級、2級

この表は、後期高齢者医療保険に加入することのできる障害の一覧表です。この表の4種類のうち、いずれかに該当した場合に加入することができる場合があります。
※後期高齢者医療に加入することで有利になることばかりではなく、世帯や収入の状況に応じて不利になることもあります。まずは、担当課にお尋ねください。

【問合せ先】多久市役所 市民生活課 保険年金係 電話：0952-75-2159

参照：多久市役所ホームページ

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590
【相談時間】平日 8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始
北島（主任相談支援員）・安藤（家計相談支援員）

文責：北島(主任相談支援員)